

生駒市条例第 35 号

生駒市個人番号利用条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号利用条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第 3 条 本市の執行機関は、法第 9 条第 1 項の規定により個人番号を利用することができる事務（以下「法定利用事務」という。）のほか、別表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

2 本市の執行機関は、別表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 本市の執行機関は、法定利用事務を処理するために必要な限度で、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務の区分に応じて同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報又

は規則で定める特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

執行機関	事 務
1 市長	生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月生駒市条例第 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの